

◆市・県民税申告に必要なもの

※申告に必要な書類がないと受付できない場合があります。

① 令和8年度市・県民税申告書 ※申告会場にも用意しています。

② 番号確認（マイナンバー）と身元確認できる書類

○マイナンバーカードをお持ちの場合

マイナンバーカードだけで番号確認と身元確認が可能です。

○マイナンバーカードをお持ちでない場合

番号確認書類と身元確認書類が必要です。

番号確認書類
通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限りです。）などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類
運転免許証、公的医療保険の資格確認書、パスポートなどのうちいずれか1つ

※通知カードの記載事項（氏名・住所など）が住民登録情報と完全に一致していれば、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。一致していない場合は、証明書として使用できませんのでご注意ください。

③ 令和7年中の収入を証明する書類

・給与・年金収入のある方

給与、年金（障害年金、遺族年金以外）所得の源泉徴収票（支払者の証明書）

・営業等・農業・不動産所得のある方

收支内訳書（市・県民税申告書の裏面に記載していれば不要）、帳簿、経費の書類等

・その他の収入のある方

収入金額と必要経費が証明できるもの

④ 控除に関する書類

・社会保険料控除を受ける方

証明する書類（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付確認票、国民年金保険料の控除証明書など）

・生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方

保険会社等が発行する控除証明書

・障害者控除を受ける方

障害者手帳等（コピー可）または障害者控除対象者認定書

・寄附金等その他の控除を受ける方

証明書または領収書

※ふるさと納税ワンストップ特例の申請後に、市・県民税申告をされる場合は、

「6 寄附金税額控除に関する事項」欄に記入し、寄附金受領証明書を添付してください。

・医療費控除を受ける方

医療費控除の明細書（別紙あり）

医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書の添付が必須です。（医療費の領収書は添付不要ですが、5年間保管してください。）

・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける方

セルフメディケーション税制の明細書

セルフメディケーション税制の明細書については市役所本庁市民税課、各申告会場、佐賀税務署に設置しているほか国税庁ホームページにも掲載されています。

・国外居住の扶養親族がいる方

親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類、38万円以上送金書類

提出が必要な書類は国外居住親族の年齢等に応じて異なります。

詳細については、佐賀市ホームページをご確認ください。

※給与等の年末調整または公的年金等の扶養親族等申告書の提出において、親族関係書類と送金関係書類を添付または提示した場合、市・県民税申告書に添付または提示する必要はありません。



佐賀市HP

⑤ その他

・申告会場で申告される方で、昨年の申告書の控えをお持ちの方は持参してください。

◆郵送で提出するにあたって

- ・申告に必要な書類（2ページをご確認ください）を必ず同封してください。
※番号確認書類及び身元確認書類については、写しを添付してください。
マイナンバーカードの写しを提出する場合は、両面をコピーしてください。
- ・申告書の書き方については、4ページをご確認ください。
※添付書類で所得金額や所得控除の金額が確認できる場合は、金額の記入はしなくてもかまいません。
- ・申告書の控えが必要な場合、切手（110円）を貼って宛名を書いた返信用封筒を必ず同封してください。
- ・添付書類は返却できませんので、必要な方は事前にコピーを取っておいてください。

◆控除に関する資料について（お知らせ）

◇医療費控除について

市・県民税申告において医療費控除を受ける際には、医療費控除の明細書の添付が必須です。
医療費の領収書のみでは医療費控除が受けられません。
なお、領収書の添付は不要ですが、ご自宅で5年間保管をお願いします。

◇国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について

令和7年中に納付された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、「社会保険料控除」の対象となります。納付確認票は1月下旬に送付（国民健康保険税は令和7年10月に送付済み）されます。納付確認票に含まれない納付済みの保険税（保険料）がある場合は、領収書が必要です。

◎お問い合わせ 国民健康保険税……………本庁 保険年金課 資格賦課係 電話 0952-40-7272
後期高齢者医療保険料…本庁 保険年金課 後期高齢者医療係 電話 0952-40-7274
介護保険料……………佐賀中部広域連合 業務課 賦課収納係 電話 0952-40-1135

◇国民年金保険料について

令和7年中に納付された国民年金保険料は、「社会保険料控除」の対象となります。厚生労働省年金局から国民年金保険料控除証明書が送付されます。

◎お問い合わせ ねんきん加入者ダイヤル 電話 0570-003-004
日本年金機構佐賀年金事務所 電話 0952-31-4191
◎再交付等の依頼 ねんきん自動音声送付受付サービス 電話 050-3319-3152

◇障害者控除対象者認定書の発行について

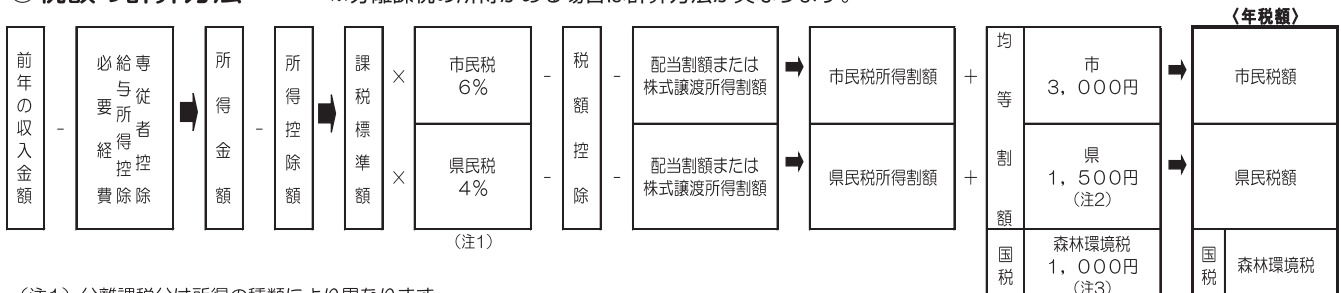
身体障害者手帳等をお持ちでない方でも、「障害者控除対象者認定書」の提示により、市・県民税や所得税の「障害者控除」を受けることができます。この認定書は、認知症や老化による肢体不自由、寝たきりなどの障がいのある65歳以上の方で、その障がいの程度が障害者手帳等の交付を受けている方の障がい程度に準ずるものとして市長が認定した場合に発行されます。詳しくは下記へお問い合わせください。

◎お問い合わせ 障がい福祉課 障がい総務係 電話 0952-40-7251
高齢福祉課 長寿推進係 電話 0952-40-7253

◆市・県民税の計算方法と税率

◎税額の計算方法

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。



(注1) 分離課税分は所得の種類により異なります。

(注2) 内佐賀県森林環境税500円

(注3) 令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において均等割と併せて1人年額1,000円が賦課徴収されます。

◆市・県民税申告書の書き方

受付印

令和8年度 市・県民税申告書（国民健康保険税）

申告者 （居住住所） 1月1日の住所 フリガナ 氏名 個人番号	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日	電話番号 自宅・携帯・勤務先 （控） 要 不要
	該当する場合 <input type="checkbox"/> にチェックしてください（令和7年12月31日時点） ひとり親控除（生計同一の子がいる場合のみ） 寡婦控除（左記以外の女性のみ） <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 障害者控除等 <input type="checkbox"/> 身体（級） <input type="checkbox"/> 精神（級） <input type="checkbox"/> 療育（A・B） ※職員記入欄 <input type="checkbox"/> 資料なし 勤労学生控除 <input type="checkbox"/> （学校名）（学年）年 <input type="checkbox"/> 資料なし	
1 収入状況 （昨年中、収入がありましたか？該当するものを○で囲んでください） ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> → 裏面の「9 参考事項」に記入		

※あなたが申告者でない場合は氏名・続柄を記入してください

氏名	続柄
整理番号	<input type="checkbox"/> ※職員記入欄 <input type="checkbox"/> 番号確認 <input type="checkbox"/> 代理権確認 <input type="checkbox"/> 身元確認 <input type="checkbox"/> 返封有・無 <input type="checkbox"/> 返送済(/)

2 申告者が扶養している親族について 扶養親族はいない

氏名	続柄	生年月日	同居	障害	調整等
個人番号		大・昭・平・令 年 月 日	同居	<input type="checkbox"/> 資料なし <input type="checkbox"/> 調整	<input type="checkbox"/> 特親
個人番号		大・昭・平・令 年 月 日	同居	<input type="checkbox"/> 資料なし <input type="checkbox"/> 調整	<input type="checkbox"/> 特親
個人番号		大・昭・平・令 年 月 日	同居	<input type="checkbox"/> 資料なし <input type="checkbox"/> 調整	<input type="checkbox"/> 特親
個人番号		大・昭・平・令 年 月 日	同居	<input type="checkbox"/> 資料なし <input type="checkbox"/> 調整	<input type="checkbox"/> 特親

種目	収入金額	必要経費等	所得金額
事業		裏面に記載	01
業		裏面に記載	02
不動産		裏面に記載	04
給与	40	(所得金額調整控除) <input type="checkbox"/>	07
公的年金	72		73
雑業務			08
その他(個人年金等)			
一時所得(生命保険満期金等)	A	B	(A - B - 50万) × 1/2
上記以外の所得	利子・配当・総合譲渡(長期・短期)		
合計			10
分離課税所得	譲渡(長期・短期) 株式等譲渡(上場・一般) 分離配当等・先物取引・山林	特控前	特控後
非課税収入	A 雇用保険 B 障害年金 C 遺族年金 D ()		

※上記で別居の方がいる場合は、裏面に住所を記入してください

4 事業専従者

氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
個人番号			
個人番号			
個人番号			
個人番号			
専従者給与(控除)額の合計			

雇用保険、障害年金、遺族年金などの非課税収入があった場合は、こちらを○で囲んでください。書類の添付は必要ありません。

3 所得控除金額

所得控除に関する事項	控除額
社会保険料	社会保険料控除
生命保険料	生命保険料控除
地震保険料	地震保険料控除
寡婦ひとり親等	寡婦等控除
障害者	障害者控除
配偶者	配偶者控除
扶養	扶養控除
特親	特定親族特別控除
基礎控除	基礎控除
雑損	雑損控除
医療費	医療費控除
寄附金	寄附金控除
合計	

※職員記入欄

合計所得金額が1,000万円を超える方で、同一生計配偶者がいる場合はチェックをして、「2 申告者が扶養している親族について」欄に氏名等を記入してください。

5 住宅借入金等特別税額控除に関する事項

居住開始年月日	平・令	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 特別特定 <input type="checkbox"/> 特別特例 <input type="checkbox"/> 特例特別特例
住宅借入金等特別控除可能額		

6 寄附金税額控除に関する事項

寄附先	寄附金額
都道府県・市区町村分(特例控除対象)	
佐賀県内の共同募金会、日赤支部分、都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	

7 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	95
株式等譲渡所得割額控除額	89

8 給与・公的年金以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与以外の)所得に係る市・県民税の納税方法

給与から差引き 自分で納付

申告書を郵送で提出する方で控えが必要な場合は、必ず切手を貼って宛名を書いた返信用封筒を同封してください。

裏面に収支内訳書の記入欄があります。営業等・農業・不動産の収支がある方は記入してください。

◇申告書記入の注意事項

市・県民税申告書の太枠部分（記入例の赤い枠）は、必ず記入してください。

資料は台紙などに貼らずそのまま同封してください。（必要書類は2ページ参照）

◇個人番号（マイナンバー）について

申告する本人の個人番号欄、扶養親族の個人番号欄、事業専従者の個人番号欄は、各々のマイナンバーを正確に記入してください。

◇住所・氏名について

現在お住まいの住所と令和8年1月1日時点の住所が異なる場合は、「1月1日の住所」欄に1月1日時点の住所を記入してください。

代理申告等の場合には、代理申告者等の名前を申告者欄下の「氏名」の欄に記入してください。

申告書を郵送される方で控えが必要な方は切手（110円）を貼って宛名を書いた返信用封筒を必ず同封してください。

◇申告者自身について

ひとり親控除や寡婦控除、障害者控除などが適用できるかを確認するために記入していただくものです。

申告者自身の令和7年12月31日時点の状況について、該当する項目にチェックしてください。

障害者手帳などをお持ちの場合は、該当する項目にチェックしてその等級（療育の場合はAかBに○）を記入してください。

◇収入状況について

収入の「ある」「ない」を○で囲み、該当する収入（種目）を○で囲んでください。

「ない」の場合は、裏面の「**9**参考事項」を記入してください。

「ある」の場合は、金額等は記入しなくてもかまいませんが、2ページの「市・県民税申告に必要なもの」をお読みになり、必要書類を添付してください。

※給与所得者で源泉徴収票が無い場合には、裏面の「**11**源泉徴収票がない方の給与収入内訳」に給与内容を記入してください。

◇扶養親族について

同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族についても名前を記入してください。（非課税基準判定や障害者控除等に関係してきます。）

扶養親族の方が障害者手帳などをお持ちの場合は、該当する項目を○で囲んでその等級（療育の場合はAかB）を記入してください。

◇特定親族特別控除について

以下の要件をすべて満たす方は「特親」にチェックを入れてください。

- ・生計を一にする親族の年齢が19歳以上23歳未満であること
- ・納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等でないこと
- ・特定親族の合計所得金額が58万円超123万円以下であること

◇所得金額調整控除について

給与収入が850万円を超える方で、所得金額調整控除の対象となる扶養親族のいる方は、該当する扶養親族欄の「調整」にチェックを入れてください。（ただし、ご自身がその方を扶養控除、障害者控除、非課税基準判定の対象となる扶養親族とする場合チェックは不要です。）所得金額調整控除については、6ページをご確認ください。

◇控除金額について

添付書類で所得金額や所得控除の金額が確認できる場合は、金額の記入はしなくてもかまいません。

医療費控除を受ける方は、別紙 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書を添付してください。（領収書のみでは適用できません。必ず明細書を作成し添付してください。）

◆所得の種類

種類	概要	備考
事業所得	営業等 卸売業、小売業、飲食業、サービス業、漁業や医師、弁護士、税理士、大工、左官、保険外交等の営業など、事業による所得	営業等、農業、不動産の所得は、収入金額(※)－必要経費(※)で算出されます。申告書裏面の収支内訳書を記入してください。 また、事業専従者控除を受ける場合は、申告書に事業専従者の氏名、個人番号、続柄、生年月日、専従者給与(控除)額を記入してください。 ※収入金額 昨年中に収入を得ることが確定した金額です。 ※必要経費 収入を得るために直接要した経費です。
	農業 田、畑、果樹、養豚、養鶏等による所得	
不動産所得	貸家、貸間、貸アパート、小作料等による所得	
給与所得	給料、賃金、賞与等による所得	源泉徴収票または給与支払明細書等を添付してください。証明書のない方は申告書裏面の欄に記入してください。 ※所得金額は、収入金額をもとに下表の速算表から算出できます。 ※所得金額調整控除の対象となる場合があります。速算表下をご確認ください。
雑所得	公的年金	公的年金等による所得 公的年金等の源泉徴収票を添付してください。 ※所得金額は、収入金額をもとに下表の速算表から算出できます。
	業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの 所得は、収入金額－必要経費で算出されます。必要書類を添付してください。
	その他	互助年金、個人年金契約に基づく個人年金などの上記以外のものによる所得
一時所得	生命保険の満期受取金、賞金、懸賞当せん金、競馬等の払戻金等による所得	所得は、{(収入金額－必要経費)－500,000円}×1/2(マイナスの時は0)で算出されます。必要書類を添付してください。
利子所得	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託等の分配金の一部(日本国外の銀行等に預けた預金利子等)	所得税において源泉分離課税となったものは申告の必要はありません。特定公社債等の利子等は、申告分離課税が申告不要を選択できます。
配当所得	株式配当、出資配当等の所得	配当割額に関する事項は申告書表面に記入します。 ※上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式について、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することはできません。
総合課税の譲渡所得	車輜、機械、ゴルフ会員権等の資産の譲渡による所得	※土地建物等の譲渡は分離課税です。
分離課税所得	土地・建物等の譲渡、株式等の譲渡(上場・一般)、上場株式等の配当等、先物取引等による所得	株式等譲渡所得割額に関する事項は申告書表面に記入します。 ※上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式について、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することはできません。

◎給与所得金額速算表(給与収入がある方の所得換算表)

給与収入金額の合計額	給与所得金額	給与収入金額の合計額	給与所得金額
650,999円までの金額	0円	6,600,000～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
651,000～1,899,999円	収入金額－650,000円	8,500,000円以上の金額	収入金額－1,950,000円
1,900,000～3,599,999円	A(※)×2.8－80,000円	(※)収入金額を4で割って千円未満の端数を切り捨ててください=A	
3,600,000～6,599,999円	A(※)×3.2－440,000円		

◎所得金額調整控除

①給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は、給与所得の金額から以下の算式で求めた所得金額調整控除額を控除します。

- (1) 特別障害者に該当する。
- (2) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。
- (3) 23歳未満の扶養親族を有する。

なお、(2)(3)でいう扶養親族は扶養控除と異なり、他の人の扶養親族である方についても自身の扶養親族とみなすことができます。(この場合、該当する扶養親族欄の「調整のみ」にチェックを入れてください。)

所得金額調整控除=(給与の収入金額－850万円)×0.1(計算上使用する給与等の収入金額は上限1,000万円)

②給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計の所得が10万円を超える場合、給与所得の金額から控除します。(①の控除がある場合、①の控除をした残額から控除します。)

所得金額調整控除=(給与所得+公的年金等雑所得)－10万円

※計算上使用する給与所得及び公的年金等に係る雑所得はそれぞれ上限10万円

◎公的年金等所得金額速算表(公的年金を受給されている方の所得換算表)

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上の人 (S36. 1. 1以前生)	330万円未満の金額	(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円
	330万円以上410万円未満	(A)×75%－275,000円	(A)×75%－175,000円	(A)×75%－75,000円
	410万円以上770万円未満	(A)×85%－685,000円	(A)×85%－585,000円	(A)×85%－485,000円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×95%－1,455,000円	(A)×95%－1,355,000円	(A)×95%－1,255,000円
	1,000万円以上	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円
65歳未満の人 (S36. 1. 2以後生)	130万円未満の金額	(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円
	130万円以上410万円未満	(A)×75%－275,000円	(A)×75%－175,000円	(A)×75%－75,000円
	410万円以上770万円未満	(A)×85%－685,000円	(A)×85%－585,000円	(A)×85%－485,000円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×95%－1,455,000円	(A)×95%－1,355,000円	(A)×95%－1,255,000円
	1,000万円以上	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円

◆主な税額控除

種類	内容	控除額
住宅借入金等特別税額控除	本人が、前年中の所得税確定申告(または給与の年末調整)により住宅借入金等特別税額控除が適用され、特別控除可能額が適用額を上回る時	詳細は、佐賀市のホームページをご確認ください。
寄附金税額控除	本人が、前年中に、地方自治体、佐賀県共同募金会、日本赤十字社佐賀支部、佐賀市(佐賀県)が条例で定める団体(佐賀県内の社会福祉法人、学校法人、独立行政法人など)に対して寄附をしたとき	



◆所得控除（所得から差し引かれる金額）

種 類	内 容		控 除 額			
雑損控除	前年中、本人または生計を同一にする親族が災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けたとき (控除額は、右の2つの算出式のうちのいずれか多い金額)		①(損失額+災害関連支出額-保険金等の補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出額-5万円			
医療費控除	前年中、本人または生計を同一にする親族のために医療費等を支払ったとき (医療費控除と医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)は同時には受けることができません)	医療費控除 (最高200万円)	(支払った医療費等の総額-保険金等の補てん額)-(総所得金額等の合計額の5%が10万円のいずれか低い額)			
社会保険料控除	前年中、本人または生計を同一にする親族のために社会保険料(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など)を支払ったとき		支払った金額			
小規模企業共済等掛金控除	前年中、本人が小規模企業共済契約(旧第二種共済契約を除く)に基づく掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払ったとき		支払った金額 ※本人名義分のみ			
生命保険料控除 ※【新契約】と【旧契約】の双方について適用を受ける場合、控除額はそれぞれ右の式にあてはめ算出した控除額の合計額になります。 (最高28,000円)	【新契約】平成24年1月1日以後に契約したもので、前年中に生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払ったとき(合計で最高7万円)	支払金額が 12,000円以下	支払った保険料の金額の全額			
		” 12,001円～32,000円	支払った保険料の金額×1/2+6,000円			
		” 32,001円～56,000円	支払った保険料の金額×1/4+14,000円			
	【旧契約】平成23年12月31日以前に契約したもので、前年中に生命保険料や個人年金保険料を支払ったとき(合計で最高7万円)	支払金額が 15,000円以下	支払った保険料の金額の全額			
		” 15,001円～40,000円	支払った保険料の金額×1/2+7,500円			
		” 40,001円～70,000円	支払った保険料の金額×1/4+17,500円			
地震保険料控除 ※旧長期損害保険料(平成18年以前の経過措置)	前年中、地震保険料や旧長期損害保険料(満期返戻金があり、保険・共済期間が10年以上のもので、平成18年12月末までに締結したものを支払ったとき(地震保険・旧長期損害保険合計で最高25,000円)	地震保険料	支払金額が50,000円以下	支払った保険料の金額×1/2		
		” 50,001円以上	25,000円			
	旧長期損害保険料	支払金額が5,000円以下	支払った保険料の金額の全額			
		” 5,001円～15,000円	支払った保険料の金額×1/2+2,500円			
配偶者控除	前年中の合計所得金額が58万円以下の生計を同一にする配偶者がいるとき。ただし、事業専従者に該当する場合は除く。	本人の合計所得金額	～900万円	～950万円	～1,000万円	1,000万円超
		(1)一般の配偶者	33万円	22万円	11万円	なし
		(2)老人の配偶者(昭和31年1月1日以前生)	38万円	26万円	13万円	※扶養控除額はありませんが、非課税基準判定や障害者控除等の対象となります。
		なし	33万円	22万円	11万円	なし
配偶者特別控除	前年中の合計所得が58万円超133万円以下の生計を同一にする配偶者がいるとき。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 ①配偶者が事業専従者であるとき ②配偶者が既に配偶者特別控除を受けているとき ③本人の前年中の合計所得金額が1,000万円を超えるとき	本人の合計所得金額	～900万円	～950万円	～1,000万円	
		配偶者の合計所得が58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	
		” 100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	
		” 105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
		” 110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
		” 115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
		” 120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
		” 125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
障害者控除	本人又は同一生計配偶者や扶養親族(16歳未満の扶養親族も含む)が障害者であるとき	1人につき26万円 ※特別障害者[注]は30万円。同居の特別障害者に該当する場合は、23万円を加算				
ひとり親控除	未婚または配偶者と死別もしくは離別した後再婚しておらず(配偶者の生死が明らかでない方も含む)、生計を同一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年中の総所得金額等の合計額が58万円以下)があり、前年中の合計所得金額が500万円以下であるとき。ただし、住民票の続柄に「夫(未婚)」「妻(未婚)」の方がいる場合を除く。		30万円			
寡婦控除【女性】	本人がひとり親控除に該当しない方で、次のいずれかに該当するとき(前年中の合計所得金額が500万円以下であるとき。ただし、住民票の続柄に「夫(未婚)」の方がいる場合を除く。) (1)夫と死別した後再婚していない(夫の生死が明らかでない方も含む) (2)夫と死別または離婚した後再婚しておらず(夫の生死が明らかでない方も含む)、子以外の扶養親族(16歳未満の扶養親族も含む)がいるとき		26万円			
勤労学生控除	本人が勤労による所得がある学生であり、合計所得金額が85万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下であるとき		26万円			
扶養控除	生計を同一にする、前年中の合計所得金額が58万円以下の親族がいるとき。ただし、事業専従者に該当する場合、及び他の人の扶養親族の場合は除く。	(1)一般の扶養親族	33万円			
		(2)特定(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)の扶養親族	45万円			
		(3)老人(昭和31年1月1日以前生)の扶養親族	38万円 ※同居している父母や祖父など直系尊属のときは、45万円(同居老親等)			
		(4)16歳未満(平成22年1月2日以降生)の扶養親族	なし ※扶養控除額はありませんが、非課税基準判定や障害者控除等の対象となります。			
特定親族特別控除	前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の生計を同一にする特定(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)親族がいるとき。ただし、本人の配偶者の場合、事業専従者に該当する場合は除く。	特定親族の合計所得が 58万円超 95万円以下	45万円			
		” 95万円超100万円以下	41万円			
		” 100万円超105万円以下	31万円			
		” 105万円超110万円以下	21万円			
		” 110万円超115万円以下	11万円			
		” 115万円超120万円以下	6万円			
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者が受けられる控除	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	
		基礎控除額	43万円	29万円	15万円	

[注] 特別障害者は、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方などが該当します。

◆市・県民税申告会場では、確定申告の受付はできません。

確定申告が必要な方は佐賀税務署（2月16日（月）～3月16日（月）はメートプラザ佐賀）での申告をお願いします。

◆申告会場の混雑緩和のため、以下の点についてご協力ください。

- ・各会場での初日や午前中の早い時間帯は混雑が予想されますので、可能な限り、日にちや時間をずらしてご来場いただきますようご協力をお願いします。混雑の状況によっては、入場制限を行う場合があります。
- ・申告会場に滞在する時間を短くするため、**収支内訳書や医療費控除の明細書などはあらかじめご自宅で作成のうえ**、ご持参ください。
- ・最小限の人数でお越しください。（家族の方が代理で申告することも可能です。）
- ・令和8年度から個人市・県民税の電子申告が始まります。**電子申告による提出にご協力ください。**電子申告の方法については佐賀市ホームページをご覧ください。



佐賀市HP

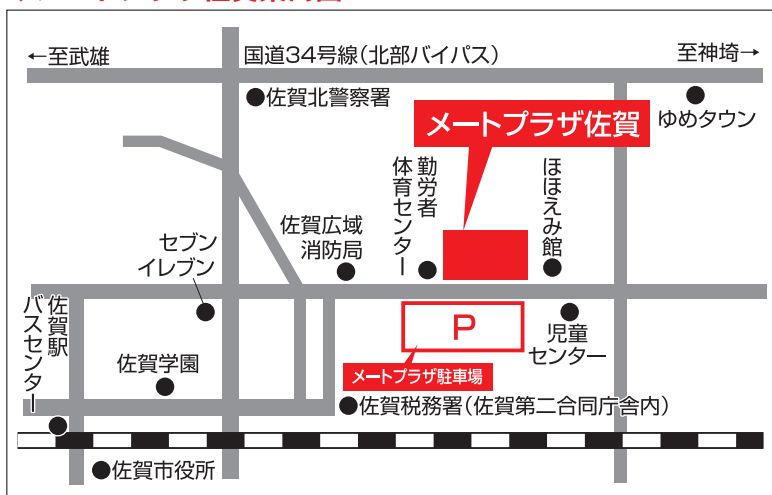
◆市・県民税申告受付日程

※市役所本庁舎での申告受付は行いません。

会 場	受 付 日	受付時間
本 庄 公 民 館	2月 2日（月）	メートプラザ佐賀は 9時から16時まで 9時30分から15時まで
北 川 副 公 民 館	2月 3日（火）	
高 木 瀬 公 民 館	2月 4日（水）	
鍋 島 公 民 館	2月 5日（木）	
嘉 瀬 公 民 館	2月 6日（金）	
久 保 泉 公 民 館	2月 9日（月）	
日 新 公 民 館	2月10日（火）	
佐賀市産業振興会館（諸富支所）	2月12日（木）～2月13日（金）	
三 瀬 公 民 館	2月16日（月）～2月18日（水）	
メートプラザ佐賀 （佐賀勤労者総合福祉センター）	2月16日（月）～3月16日（月） ※3月1日（日）は受付を行います。	
久 保 田 公 民 館 （思齊くらし総合センター）	2月19日（木）～2月20日（金）	
富士公民館（フォレストふじ）	2月25日（水）～2月27日（金） ※富士支所の駐車場をご利用ください。	
南 川 副 公 民 館	3月 3日（火）～3月 5日（木）	
東与賀支所（2階中会議室）	3月 6日（金）～3月 9日（月）	
大和支所（3階第4会議室）	3月11日（水）～3月16日（月）	

- ・土日・祝日は、申告受付は行いません。ただし、メートプラザ佐賀会場の3月1日（日）に限り、受け付けます。
- ・お住まいの地区に関係なく、上記のどの会場でも申告できます。
- ・支所では申告会場を設置している期間以外は申告受付ができませんのでご注意ください。

◇メートプラザ佐賀案内図



〈交通アクセス〉

佐賀駅バスセンター1番のりば 市営バス⑥ゆめタウン線「ほほえみ館前」バス下車徒歩1分程度
 ※車でお越しの方は、メートプラザ佐賀南側駐車場をご利用ください。駐車台数には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

【お問い合わせ】

佐賀市 市民税課
 電話 0952-40-7062
 ※確定申告に関することは、佐賀税務署（電話 0952-32-7511）にご相談ください。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。